

医師の働き方改革への提言

2024年4月より医師の時間外労働の上限規制が施行されるにあたり、医師の健康と医療提供体制維持の両立に向けて、勤務医部会では協議を重ねてまいりました。全ての勤務医が取り残されることなく持続可能な医療を提供していくために、下記の通り提言いたします。

- 一、 勤務医がやりがいを持って健康に生き生き働くことができ、医師個人の健全な成長を妨げないようにすること
- 一、 働き方改革を進めるにあたり、地域の医療に支障を来さないように各種団体や行政などと十分協議すること
- 一、 働き方改革に伴うタスクシフト・タスクシェアについては、医師以外の職種のやりがいやモチベーションも向上するように進めること
- 一、 働き方改革が施行された結果、日常の医療が圧迫され、医療崩壊が危惧される場合には各種団体や行政に要望を速やかに伝え協議する場を設けること
- 一、 必要な医療を安定的に提供できる十分な診療報酬を確保すること

令和6年3月30日

令和5年度（第39回）京都府医師会勤務医部会総会